

認定審査員任命手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度（国家戦略・プロフェッショナル検定）「食の6次産業化プロデューサー（食 Pro.）」の実施に当たり、「食の6次産業化プロデューサー レベル認定委員会」（以下「レベル認定委員会」という。）が「食の6次産業化プロデューサー 認定審査員」（以下、「認定審査員」という。）を任命する際の手続を定めるものとする。

(認定審査員の候補者の選定)

第2条 認定審査員の候補者は、実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度（国家戦略・プロフェッショナル検定）「食の6次産業化プロデューサー（食 Pro.）」においてプロレベルの認定を受けた者とする。

(認定審査員講習)

第3条 事務局は、認定審査員の候補者となった者に対して講習（以下「認定審査員講習」という。）を実施するものとする。

2 事務局は、認定審査員講習終了後に確認テストを実施し、合格した者をレベル認定委員会に報告する。

(認定審査員の任命)

第4条 レベル認定委員会は、事務局からの報告に基づいて認定審査員を任命する。

2 事務局は、認定審査員として任命された者について登録を行い、本人の同意を得た上でその氏名を公表する。

(認定審査員の有効期間)

第5条 認定審査員の活動有効期間は、原則として設定しない。

(認定審査員の任命の取消し)

第6条 レベル認定委員会は、認定審査員の活動状況その他の事情を考慮して不適切と認めた場合は、認定審査員の任命を取り消すことができる。この場合において、事務局は、認定審査員の任命が取消された旨を、運営委員会に報告しなければならない。

(認定審査員の活動の報告徴収)

第7条 レベル認定委員会及び事務局は、認定審査員に対して、活動状況について報告を求めることができる。

2 報告項目、報告形式及び具体的な時期については、事務局が定めるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、認定審査員の任命手続その他の必要な事項については、事務局が定めるものとする。

附 則

1. 2012年12月28日 施行
2. 2015年4月1日 改定